

岡山学院大学における動物実験ポリシー

本学では栄養学または心理学領域において動物実験を執り行う場合には動物愛護の精神を尊重して実施いたします。動物実験を行う場合には、Refinement（科学上で必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法で実施する。）、Replacement（できる限り動物を使用しない。）及びReduction（できる限り使用される動物の数を少なくする。）という3Rの低減にも努力いたしております。このような現状を踏まえ、動物実験等の適正な実施を行うために本学における動物実験等の実施に関する規則を定めています。

学校法人原田学園 岡山学院大学動物実験規則

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。本規則は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という。）、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 適用範囲（第3条）
- 第3章 実験動物委員会（第4条～第11条）
- 第4章 動物実験等の実施（第12条～第15条）
- 第5章 施設等（第16条～第19条）
- 第6章 実験動物の飼養及び保管（第20条～第24条）
- 第7章 安全管理（第25条）
- 第8章 教育訓練（第26条）
- 第9章 自己点検・評価及び検証（第27条）
- 第10章 情報公開（第28条）
- 第11章 補足（第29条～第30条）

第1章 総則

（趣旨および基本原則）

第1条 この規則は、岡山学院大学（以下「本学」という。）における動物実験等を、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全

確保の観点から適正に行うため、必要な事項を定めるものである。

- 2 動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号)その他の動物実験等に関する法令等、および日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)」に基づき、本学において適正な実験動物の飼養保管及び動物実験の実施を図るため必要な事項を定めるものとする。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)、使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。)及び苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)の3R(Replacement、Reduction、Refinement)に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 次号に規定する実験動物を教育、試験研究その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等のため、本学における施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (4) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (5) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (6) 飼養者 実験動物管理者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (7) 飼養保管施設 実験動物を飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (8) 実験室 実験動物に実験操作を行う動物実験室(24時間以内の一時的保管を含む)および学生実験室をいう。
- (9) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (10) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する部局等の長(学科長など)をいう。
- (11) 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有する教員で、管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等に関して各行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

第2章 適用範囲

(適用範囲)

第3条 この規則は、本学において実施される全ての動物実験等に適用する。

第3章 動物実験委員会

(設置)

第4条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、本学に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規則に適合していること。
- (2) 動物実験計画の実施状況に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 本規則の改廃に関すること。
- (5) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項

(構成)

第6条 委員会の委員は、学内の実験動物の専門家、動物実験責任者及び学長が特に必要と認められた者によって構成する。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐する。また委員長が不在のときは、その職務を代行する。

(任期)

第8条 第6条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第9条 委員会は、必要に応じて開催する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開き決することができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審議の決定には加わらないものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を関係者以外に漏洩してはならない。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

第4章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案及び審査の手続き)

第12条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、動物実験計画書を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知する。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(実験計画の変更又は追加の申請)

第13条 動物実験責任者は、承認を受けた動物実験計画に変更又は追加の必要が生じたときは、委員会が別に定める動物実験計画(変更・追加)承認申請書を学長に提出し、学長の承認を得た後でなければ、変更又は追加の実験を行うことができない。

(実験計画の終了又は中止の報告)

第14条 動物実験責任者は、実験を終了又は中止したときは、委員会が別に定める動物実験(終了・中止)報告書を学長に提出しなければならない。

(実験操作)

第15条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項
- (3) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

第5章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第16条 管理者は、飼養保管施設を設置(変更を含む。)する場合は、委員会が別に定める飼養保管施設設置承認申請書を学長に提出し、学長の承認を得なければならない。

- 2 動物実験実施者等は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

(実験室の設置)

第17条 管理者は、飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む。)する場合、委員会が別に定める実験室設置承認申請書を学長に提出し、学長の承認を得なければならない。

- 2 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(24時間以内の一時的保管を含む。)を行うことができない。

(施設等の維持管理及び改善)

第18条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第19条 管理者は、施設等を廃止する場合、委員会が別に定める施設等廃止届を学長に届け出なければならない。

第6章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第20条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管マニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第21条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管マニュアルを遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第22条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌及び給水)

第23条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第24条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

第7章 安全管理

(危害防止)

第25条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等の外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

第8章 教育訓練

(教育訓練)

第26条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、指針等、本学の定める規定等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

第9章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

第27条 学長は、委員会に基本指針への適合性に関する自己点検・評価を行わせるものとする。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

第10章 情報公開

(情報公開)

第28条 学長は、次に掲げる本学における動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表する。

- (1) 動物実験等に関する規則
- (2) 実験動物の飼養保管状況

第11章 補足

(雑則)

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(規則の改廃)

第30条 この規則の改廃は理事会の議決を経て理事長が行うものとする。

附 則

第1条 この規則は、平成23年4月1日から制定施行する。

第2条 学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学動物実験ガイドライン規程（平成14年6月1日施行）は廃止する。